

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【須坂市】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		まちづくり課住宅政策係	026-248-9007	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		税務課管理係	026-248-9001	委任状の作成に代えて、届出受領証等の提示により代理申請が可能となります。なお、委任状を提出する場合には、届出受領証等は確認しません。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課市民税係	026-248-9001	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
生活保護制度の申請		○	福祉課保護支援係	026-248-9003	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
DV相談窓口の利用		○	人権同和・男女共同参画課	026-245-0909	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。